

2021年受験の皆さまへ

令和元年会社法改正への対応について

■改正会社法の施行日と、令和3年本試験への影響

令和元年に改正された会社法は、令和3年3月1日に施行される予定です。そのため、令和3年の短答式試験、論文式試験では、改正会社法が本試験での適用法令となることが予想されます。

■大原の改正会社法への対応

(1) 初学者の方への対応

短答対策演習・短答直対演習の解説講義に於いて改正法資料を配布し、
①改正法に関する問題の解説時に改正法の内容を説明いたします。また、
②問題と関連して触れることができなかった改正点については、解説講義の中で時間を割いて別途解説いたします。

(2) 経験者の方への対応

経験者向講義(後編)・経験者向け論文対策講義に於いて、改正法資料を配布し、講義内で改正点について解説いたします。また、論文対策演習においても、必要に応じて随時解説を行って参ります。

いずれに於きましても、出題可能性も含めて解説いたしますので、受講生の皆様におかれましては、必ず上記講座をご受講下さいますようお願い申し上げます。